

適正な公文書管理を確保するために～これまでの経緯と今後の取組～

I 公文書管理をめぐるこれまでの経緯

時期	事柄	
	国	兵庫県
S 43(1968)		・本庁文書取扱規程(S43 訓令甲 6)
S 46(1971)	・国立公文書館設立	
S 61(1986)		・公文書の公開等に関する条例(S61 条例 3)
S 62(1987)	・公文書館法(S62 法律 115)	
H11(1999)	・行政機関の保有する情報の公開に関する法律(H11 法律 42) ・国立公文書館法(H11 法律 79)	
H12(2000)		・情報公開条例(H12 条例 6) 12. 4. 1 施行 ・文書管理規則(H12 規則 55) 12. 4. 1 施行 ・兵庫県議会情報公開条例(H12 条例 45) 13. 4. 1 施行
H13(2001)	・国立公文書館が独立行政法人に移行 ・独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(H13 法律 140)	・文書管理システムの導入(本庁)
H14(2002)		・文書管理システムの導入(地方機関)
H19(2007)	・公文書の適正管理をめぐる事案の発生① 補給艦とわだ航泊日誌の誤廃棄(防衛省)、薬害C型肝炎資料の放置(厚生労働省) 誰のものか不明な年金記録(社会保険庁)	
H20(2008)	公文書管理のあり方等に関する有識者会議 (2月設置～11月最終報告)	
H21(2009)	公文書等の管理に関する法律(H21 法律 66) →23. 4. 1 施行	
H23(2011)	行政文書の管理に関するガイドライン (内閣総理大臣決定)	
H29～30 (2017～2018)	・公文書の適正管理をめぐる事案の発生② 豊洲築地市場の決定過程を示す文書の不作成(東京都) → 東京都公文書の管理に関する条例(29. 6. 14 公布、29. 7. 1 施行) 愛媛県における加計学園獣医学部設置をめぐる協議記録(内閣官房、文部科学省、愛媛県) → 愛媛県公文書の管理に関する条例(30. 7. 20 公布、30. 10. 1 施行) 南スーダンPKO日報の不存在・不開示決定後の発見(防衛省) 森友学園への国有地売却をめぐる交渉記録の書換え(財務省) 生徒自殺関係者からの事情聴取メモの不存在から隠蔽発覚(神戸市) 優生手術関係記録の不存在とその後の歴史的文書としての存在発覚(兵庫県)	
H30(2018)	・国におけるガイドラインの改訂 等	
H31(2019)		・公文書管理のあり方検討委員会(3月～)

II 兵庫県における問題認識

- 近年の公文書管理をめぐる不適切な事案は、国だけでなく、東京都や神戸市など、我々にとって身近な地方公共団体においても発生しており、本県が今後も適正な公文書管理を維持していくためには、これらの事案を参考に、公文書管理のあり方を改めて問い直す必要が生じている。
- 本県では、公文書管理については、情報公開制度上の必要から、各実施機関ごとに規則等で定めるものとしており、公文書管理に関する県の統一的な規範は整備されていない状況にある。
- 適正な公文書管理と情報公開が、県民の県政への参画を保障する一連の制度であるとの認識に基づき、今後も適正な公文書管理が確保されるよう、各実施機関を通じた統一的な公文書管理に関するルールを定めるため、公文書管理条例の制定を目指す。

III 条例施行までのスケジュール

時期	内容	
平成 31 年 4～7 月	検討委員会における検討	1 検討 (1) 職員が作成すべき文書と公文書性の判断 (2) 実施機関の範囲と第三者機関の必要性 (3) 文書の分類整理・保存期間の設定・歴史公文書等の選別・引継ぎ (4) 公表すべき公文書の管理状況 等 2 報告書の作成 検討事項に関する考え方と条例案骨子
9 月	条例の制定	1 条例案の上程 平成 31 年 9 月議会(9 月下旬) 2 議決・公布 10 月下旬(平成 32 年 4 月 1 日施行予定)
10 月～	条例の施行準備	1 全庁説明会の開催 2 各実施機関における文書管理規則等の改正 3 解釈運用の手引き等実務マニュアルの作成 4 職員研修資料の作成 等